文教委員会資料令和３年４月１９日

子ども未来部子育て応援課

低所得の子育て世帯に対する

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得世帯のひとり親に対し、実情を踏まえた生活の支援を行う「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」を支給する。

１　給付金の内容

1. 給付金対象者

・児童扶養手当受給者の方

・公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当を受けていない方

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変する等、収入が児童扶養手当を

受給している方と同じ水準になっている方

1. 給付額　　児童１人当たり一律５万円
2. 給付対象者数　　２，９３６名

　　　　　　　　　（内訳） 児童扶養手当 　2,336名

　　　 　　　　　　　年金受給者 　　 100名

　　 　　　　　　　家計急変者 500名

1. 給付手続き　　基本的に申請は不要だが、年金受給者等の一部は申請が必要
2. 事業経費等　　１７８，０００千円（全額国庫負担（１０／１０））

　　　　　　　　　（内訳） 事業費分　　146,800千円

　　　　　　 　　　　　　　事務費分　 　31,200千円

２　区民への周知

　　　対象者へは案内通知を送付するとともに、区のホームページと広報紙へ掲載し、区民への周知を図る。（周知時期は以下「スケジュール」のとおり）

３　スケジュール

令和３年４月１９日　　コールセンター設置委託契約の締結

児童扶養手当受給者へ案内を送付

　　　　　　　２０日　　コールセンター設置、HPで公表

　　　　　５月　１日　　広報紙掲載

５月１０日　　児童扶養手当受給者へ給付金支給

６月　１日　　年金受給者、家計急変者へ案内を送付

７月１５日　　年金受給者、家計急変者へ給付金支給